

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第12回）

1 日時 令和8年7月6日（月）13時00分～14時55分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

穴戸座長、生貝構成員、上沼構成員、大谷構成員、音構成員、曾我部構成員、森構成員、山口構成員、山本構成員

（2）オブザーバー

法務省民事局、法務省刑事局、法務省人権擁護局

（3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、大澤情報流通振興課長、寺本国際戦略局参事官、大磯情報流通振興課企画官、相川情報流通適正化推進室長、時枝情報活用支援室長、原情報流通振興課課長補佐、樂前情報流通適正化推進室主査

（4）発表者

株式会社三菱総合研究所 安江氏

内閣府 鈴木政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）

4 議事

（1）権利侵害情報等の発信・拡散を巡る課題への対処について

（第9回・第10回の検討を踏まえた意見交換等）

（2）その他

【宍戸座長】

定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第12回会合を開催いたします。本日もご多忙のところ、本会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局より連絡事項の説明の方お願いいたします。

【樂前主査】

事務局でございます。まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承下さい。次に、事務局よりWeb会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。本日の会議につきましては、Web会議システムにて実施させていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。本日の資料は資料12-1-1から12-3-2の計5点を用意しております。万が一、お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申し付けください。

事務局からは以上となります。

【宍戸座長】

ありがとうございました。本日の議題ですけれども、アジェンダにありますとおり大きく2つでございます。第1が権利侵害情報等の発信拡散を巡る課題への対処について、2番目がその他、この2つでございます。それでは早速議事に入りたいと思います。まず議事の1でございますが、まず株式会社三菱総合研究所様から資料12-1-1によってご説明をいただいた後、事務局より資料12-1-2に基づいてご説明をいただきます。このご説明2つは通してということになります。

それでは三菱総合研究所からご説明の方お願いいたします。

【MRI 安江氏】

三菱総合研究所です。よろしくお願いいたします。それでは私の方から資料をご説明します。

1枚めくっていただけますでしょうか。本日はEUのデジタルサービス法（DSA）におけるプラットフォーム事業者の義務と責任制限についてご説明します。DSAではご存知のとおりプラットフォーム事業者も含む仲介サービス提供者が果たすべき様々な義務を新たに定めています。他方で、その仲介サービス提供者に対しては、サービスが伝送または保存した情報についての事業者の責任とその制限についても定めています。これはDSAよりも以前、2000年に発効した電子商取引指令で定められたものですが、ほぼそのままの内容でDSAに引き継がれています。本日はこのプラットフォーム事業者の義務と責任及びその制限に関して、それぞれの概要、位置付けと相互の関係といったものを、限られた時間ですがポイントになる点をご説明します。いつも以上に文字の多い資料となっていて恐縮なのですがすけれども、ご質問等ありましたら後ほど遠慮なくいただければと思います。また本件等の議論にこの資料が多少なりとも役立てれば幸いです。

次のページをお願いします。まず DSA の目的ですけれども、欧州委員会のプレスリリースですとか、DSA の前文を抜粋する形で整理しています。ポイントとなると考えられる点を赤字にしておりますけれども、オンライン環境をより安全でより公正かつ透明性の高いものにするであるとか、オンライン上の被害を軽減しリスクに対処する、オンライン上のユーザーの権利を強力に保護する、透明性及び説明責任の枠組みを導入するといったようなことや、それから革新的なデジタルサービスが単一市場において出現するための規則であるとか、イノベーションが阻害されることなくむしろ促進されるべきといった産業促進、サービス促進といった面も書かれています。さらには、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境を構築し、EU 市民及びその他の者が基本権並びに高水準の消費者保護の実現を行使できるようにするために不可欠であるとか、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境を確保し、オンライン上の違法コンテンツの拡散や偽情報その他のコンテンツの拡散がもたらしうる社会的リスクに対処するとともに、基本的権利が効果的に保護されイノベーションが促進されることを目的とするといったようなことが繰り返し述べられています。

次のページをお願いします。次に DSA の構成についても簡単にみたいと思います。DSA の内容についてはこのページの左側の DSA の第 1 条ですけども、3 つの事柄、仲介サービス提供者の責任の条件付き免除に関する枠組みと、仲介サービス提供者のデューデリジェンス義務に関する規則、それから DSA の実施及び執行に関する規則を定めているとされています。右側が DSA の目次構成ですけども、(a) の部分が第 2 章、(b) が第 3 章、(c) は第 4 章、第 5 章に対応しているとみることができるとおもいます。(a) の部分は先ほど少し申し上げましたが電子商取引指令からの承継であって、(b) の部分については DSA で新たに定められた規則という形になっています。

次のページをお願いします。次にデューデリジェンス義務とは何かということに簡単に触れておきたいと思います。一般的にデューデリジェンス義務というものについては、法律的な意味合いですと「当然に行うべき注意や義務」といったような意味合いで使われることが多いかなというふうに理解しておりますけれども、DSA におけるデューデリジェンス義務については、DSA の目的を実現するために仲介サービス提供者を始めとする事業者が当然に果たすべき義務というものを意味するというふうに考えられます。ここでは DSA の前文の中でデューデリジェンス義務に言及している部分を抜粋しています。まずこの義務の目的についてですけれども、前の方で述べたものとも重なりますが、EU の内部市場の機能を改善し、安全で透明性の高いオンライン環境を確保するとあり、その上で公共政策上の懸念に対処するため必要だと書かれています。またデューデリジェンス義務の位置付けについてですけども、サービスの種類、規模、それから性質に合わせて、社会的影響力に見合った形で定められるものであるとしています。また事業者の責任とは別のものだと説明されています。このところで、事業者の違法情報に対する事業者の責任と書いていますけれども、条文上正確に言うと違法情報と特定されているわけではないんですが、違法

情報が問題になることが多いので、括弧書きで説明という趣旨で付けております。

次のページをお願いします。こうした義務や責任が DSA ではどのような事業者に課されているかというもので、様々な区分があるのですが、これを簡単に整理しました。詳細の説明は省きますけれども、図にありますように DSA の規制対象というのは、1 番外側の情報社会サービスと言われる、簡単に言えばインターネットを通じて提供されるようなサービスのうち、仲介サービスというものに該当するものが DSA の規制対象の 1 番外側となっています。その内側にホスティングサービスですとかオンラインプラットフォームがありまして、それとは別にオンライン検索エンジンもあります。オンラインプラットフォームとオンライン検索エンジンに関しては、EU 内の月間アクティブ利用者数が 4500 万人以上、すなわち EU 人口の 10% 以上の場合、超大規模オンラインプラットフォーム（VLOP）ですとか、超大規模オンライン検索エンジン（VLOSE）に該当するとされていて、それぞれについて追加的な義務が定められているという形になっています。

次のページをお願いします。先ほどの目次のところで説明した（a）や（b）に当たるものですが、事業者に対する規制として大きく 2 つ、仲介サービス事業者の責任の制限とオンラインプラットフォームの義務というのを定めているので、それぞれのポイントを表の形にしています。左側が仲介サービス事業者の責任の制限になります。仲介サービス提供者について DSA では、単なる導管、それからキャッシング、ホスティングの 3 つに分けています。オンラインプラットフォームはこのうちホスティングの中に入っているとされています。これらの仲介サービスが 2 つの条件、1 つは技術的な機能を提供するのみで、利用者や情報を選別したり情報の内容を知ることではなく、2 つ目、それらについて事業者は積極的に関与していないという場合、その場合には各事業者が仲介した情報、利用者が送ったり保存したりした情報、こういったものについて責任を負わないと定められています。この部分の詳しい規定は後で参考の 2 ですとか、あるいは電子商取引指令と DSA の関係については参考の 3 のところを見ていただければと思います。青字で左側の下の方に書いたように、仲介サービスでアルゴリズムが使用されている場合、その責任制限規定が適用されるかどうかという問題についての判決が 6 月にあったのですが、それについては次のページでご説明します。

次に表の右側になります。右側はオンラインプラットフォームを含む仲介サービス提供者の義務です。DSA では前のページで示した事業者区分に応じて義務が追加される構造になっていますけれども、ここでは 1 番広い範囲である仲介サービス提供者の義務というのを書き出しています。いずれも DSA の内容として耳にすることが多いかなと思いますし、時間の都合もありますので、個別の説明は割愛させていただきます。これらに加えて VLOP と VLOSE に対しては、赤字で書いたように、自社サービスにおけるリスクの評価と軽減措置を始めとする義務が追加されています。このリスクについて、具体的に指定されているわけではないのですが、その下に※印で記載したようなものを含むという形で、最低限これは含まれますよという形になっています。

次のページをお願いします。前のページで述べましたように、アルゴリズムを使ったサービスに対して、仲介サービス提供者に対する責任制限が適用されるのか否かということについての判決が今年の6月に出ていますので、その概要を説明したいと思います。欧州司法裁判所、CJEU と略されますけれども、こちらの方で、仲介サービス提供者が自社サービス上で自社またはその自社のサービスのためにアルゴリズムを用いた情報の配信を決定している場合には、電子商取引指令における責任の制限は適用されないと判示しました。

まずこの事件の位置付けと概要を説明したいと思います。このページの左側になりますけれども、経緯としてはフランスで起こされた訴訟について、電子商取引指令における仲介サービスの責任の制限というのが適用されるのかどうかということ判断する必要があるということで、フランスの行政裁判所から欧州司法裁判所にその付託があったということになります。この付託というのは何かというと、CJEU は個別の裁判について採決することとはしないのですが、EU 法の解釈ですとか EU 法令の有効性について判断決定する必要がある場合には付託がなされます。また CJEU の決定はこの付託された個別の裁判だけじゃなくて、他の裁判にも適用されるということになっています。次にこの事件自体はどういうものかということですが、フランスの Coyote System という会社が、位置情報に基づく運転支援またはナビゲーション電子サービスを提供していて、道路検問に関する情報を利用者が投稿して他の利用者が観ることができる、そういう機能があったということです。これに対してフランス政府が、犯罪で指名手配されている者や公共の秩序または安全に関する脅威となる者が検問を逃れることを防ぐために、このサービスを禁止したということですが、これについてサービス提供者である Coyote 社が、これは違法情報の一般的・能動的監視を義務付けるものであり、電子商取引指令でそういう義務はないと定められていることに違反するので、その禁止規定は違法だとしてフランス政府を訴えたというものです。この CJEU の判決自体は他の内容も含んでいるのですが、この資料ではこの電子商取引指令の責任制限規定が適用されるかどうかということに絞って書いています。右側に判決の概要があります。判決では、アルゴリズムを使用してサービスを提供していることが責任制限が適用される条件に当てはまるのかどうかということについて判断していますよということを CJEU は最初に述べています。その責任制限が適用されるか否かということについてですが、前のページでも説明したとおりですが、電子商取引指令だとこのページの右下、破線で囲った部分、指令の前文 42 に考え方が書かれています。ページ右下に引用していますけれども赤字の部分にありますとおり、純粋に技術的、自動的かつ受動的な性質のものであってサービスの内容が伝送または保存される情報についてそういったものがあるという認識もないし、そういった情報を制御する、管理するといったこともしていない場合には、流通した情報について事業者は責任を負わないのだというふうに書かれています。CJEU は、事業者がアルゴリズムを用いてどのような条件下で、どのようにまたどのような優先順位でその情報が再配信、再送信されるか、あるいは再送信されないかというものを決定している場合には、その事業者が管理し

ているのだと結論づけています。この前文 42 で、認識も管理も有していないという部分の管理の部分に当たるので、フランス政府の禁止規定というのは有効ですよという、もし本当にサービスがそういったものである場合には禁止規定は有効であるとの判断を示したものになっています。ですので、アルゴリズムを使って情報流通をしている事業についてはこうした考え方になるという判決になりました。

次のページをお願いします。次のページは判決文の中からポイントになると考えられるものを抜粋していますので、必要であれば後ほどご覧いただければと思います。説明は省略します。

次のページをお願いします。今説明した判決の対象の電子商取引指令と DSA について時系列的な関係を示します。電子商取引指令は 2000 年に発効したもので、域内市場における情報社会サービスの自由な移動、域内で情報社会サービスが自由に提供、利用できるということかと思いますが、そういったことと、それと関係しますけれども経済成長とイノベーションを目指すのだということを謳っていて、EU 域内で規制が同じように揃うようにということと定められています。その後 2000 年代になると、表の下にありますようにソーシャルメディアですとか動画共有サービスなどオンラインプラットフォームサービス、あるいはスマートフォン等が登場してきて、こういったサービスや製品が普及していくわけですが、その拡大によって企業や個人、社会は大きな利益を得る一方で、様々な違法、有害な情報やサービスなどの社会的な問題を無視できなくなったというふうに欧州委員会は DSA 前文等で述べているところです。そういったことに対応するために、経済成長やイノベーションに加えて、より安全、より公正かつ透明性の高いオンライン環境を実現するために DSA が策定されたというのがこの表の右上の部分になります。

次のページをお願いします。ここから 4 ページはここまで説明したことと関係する部分ですが、関連する記述を含む DSA の前文というのを引用しています。まずこのページですが、DSA の目的について言及した部分です。最初の方でも説明した通りですが、多様なデジタルサービスが登場したことで、新たな方法で情報を発信、入手し、取引を行うことができるようになった一方で、これらのサービスの利用が飛躍的に増加したことに伴い、違法またはその他有害な情報や活動の仲介及び拡散におけるそれらの役割も増加しているという認識を示した上で、DSA の目的について説明しています。

次のページをお願いします。前文 30 と 34 を引いていますけれども、こちらについては仲介サービス提供者の義務に関して、一般的な監視及び能動的な措置を行う義務がないということを明確化しています。つまり自分のサービスの中で、例えば違法な情報、有害な情報があるかないかというのを常に監視しなければいけないとか、何かあったら対応しなければいけないといった一般的な義務はないのだということを明言しています。前文 30 ではそうした義務はないということを述べていて、前文 34 ではそうした命令、違法情報等に関する命令が考慮すべき内容ですとか遵守すべき法令等について説明しているという形になっています。

次のページをお願いします。次のページは事業者のデューデリジェンス義務の目的と位置付けについて言及している部分です。デューデリジェンス義務の目的については、これも前の方で説明しましたがけれども、内部市場機能を改善し、安全で透明性の高いオンライン環境を確保するということを挙げていて、そのためには仲介サービス提供者に対して、明確かつ効果的、予測可能で均衡の取れた一連の調和されたデューデリジェンス義務を課すことが必要だというふうにしています。また、これらのデューデリジェンス義務というのは、仲介サービス提供者が従前から負っている責任の問題とは別個のものなので、責任とは別にこうした義務が追加されるのだということも明確に説明しています。

次のページをお願いします。資料本編の最後になりますけれども、超大規模事業者に対して追加的な義務を規定する必要性について説明している部分を引用しています。まず超大規模事業者、VLOP や VLOSE と呼ばれるものは、社会において極めて重要な役割を果たしており、また非常に大きな社会的な影響力を持っているということから、その社会的影響に見合った最高水準のデューデリジェンス義務を負うべきであるというふうに述べています。その上でこれらの追加的な義務というのは、こうした公共政策上の懸念、社会的な課題を解決するために必要であって、かつ同じ結果を効果的に達成できる代替手段ですとか、より制限的でない措置は存在しないのだということで、DSA で定めているいずれの義務もこれこそが必要なのだということを述べています。

以上で説明を終えます。ありがとうございました。

【穴戸座長】

安江様、ご説明ありがとうございました。

それでは引き続きまして、事務局より資料 12-1-2 についてご説明いたします。

【原補佐】

事務局でございます。資料 12-1-2 に基づきご説明させていただきます。ただいま三菱総合研究所様より欧州の DSA におけるプラットフォーム事業者の義務や責任規定についてご説明をいただきましたところ、この点日本における特定電気通信役務提供者の責任制限に関しまして、情報流通プラットフォーム対処法第 3 条に規定がございますので、このご紹介をさせていただきます。

次お願いいたします。本条は特定電気通信による情報の流通に関し、当該情報の流通によって他人の権利が侵害された場合の特定電気通信役務提供者の不作为を理由とする権利を侵害された者に対する損害賠償責任に関する第 1 項と、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合の特定電気通信提供者の作為を理由とする発信者に対する損害賠償責任に関する第 2 項について規定するものです。このうち第 1 項に関しまして、左下青枠でございますけれども、関係役務提供者に損害賠償責任が生じることがあるのは、特定電気通信によりその情報が流通していることを知っていた場合に限られるということになっております。ここで言う「知っていた」とは逐条解説によりますと、当該情報が流通しているという事実を現実認識していたということを意味するとされておりました。

て、このような事実を認識していなかった場合には、その理由を問わず賠償責任が生じないとするものとされております。またその結果として関係役務提供者には、特定電気通信により流通する情報の内容を網羅的に監視する義務がないことを明確化するものとされております。次のスライドには参照条文を掲載しております。

資料 12-1-2 につきまして、事務局からの説明は以上となります。

【宍戸座長】

ご説明ありがとうございます。それではただいまの MRI、事務局からのご説明について、自由にご質問、ご意見をいただければ幸いです。ご発言のある方はチャット欄ですべてのパネリストを選択の上、私までご発言の希望を知らせていただければと思います。いかがでございましょうか。

それではまず曾我部構成員をお願いします。

【曾我部構成員】

どうもありがとうございます。お二方、ご報告ありがとうございます。デューデリジェンス義務に関しては、私がこの会合の前回でしかで言及させていただいたところを認識いただいて展開していただいたものというふうに思いまして、大変感謝を申し上げたいと思います。その時も申し上げましたが、このデューデリジェンス義務と一般的な監視義務を負わないということとの関係につきましては、本日安江さんの方からご紹介いただいたのですが、法的にどのように考えられるのかということについてはさらに検討していく必要があるのかなというふうに思っておりますが、ひとまず DSA ではそうあっているということで貴重なインプットをいただいたかなと思います。他方で情プラ法の 3 条におきましては事務局からありましたように、網羅的監視義務がないというところに留まっています、デューデリジェンス義務に相当するものは現状ないということなわけですが、やはり先ほどの欧州司法裁判所の判決にもありまして、より能動的な役割をプラットフォーム事業者が果たしている中で、やはりこのデューデリジェンス義務をどのように受け止めるのかということは、この会合でも、ぜひ深掘りを今後していただければと思います。それとの関係で私最近注目しておりますのは、今国会に提出されております情プラ法の改正案であります。こちら議員立法ですので、総務省の方では関知しないというお立場かと思いますが、これは大変注目すべき内容で、情プラ法と公選法の両者を改正する法案ですが、ちょっと読み上げますと情プラ法改正に関しては 27 条の 2 を追加しまして、この大規模事業者はその選挙の公正を害する恐れのある情報の流通による影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならないという、一般的な義務を課し、かつ 27 条の 2 の第 2 項では総務大臣がその適切かつ必要な実施に資するために必要な指針を定めると述べております。それから 28 条の公表事項にこの点が入るということですね。さらに 1 条の目的規定についても改正がありまして、現状、権利侵害等があった場合についてとあるものを、発生する権利侵害等への対処のため、と改正するというので、事前の対応についても視野に入れるような

目的規定に変わることが法案の内容としてあるということでもあります。これは情プラ法の性質を大きく変えるといいますか、拡張するような重要な改正だと私は認識しております。選挙の公正に関する点に留まりますけれども、先ほどのデューデリジェンス義務に通じるような内容が今回盛り込まれたものというふうに認識しておりまして、そういう意味では今後情プラ法改正も含めて検討進める場合に、デューデリジェンス義務というものが日本法とは無関係であるということにはすでになっていないと言いますか、仮に成立するとなればすでにデューデリジェンス義務の導入に向けた第1歩が踏み出されるということになるということに注意をすべきというふうに思いました。コメントになりますけれども以上になります。ありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございます。非常に重要なご指摘ありがとうございました。

それでは続きまして、森構成員お願いいたします。

【森構成員】

ご説明ありがとうございました。大変勉強になるご説明で、なるほどそうだったのかと思わされる所でした。

私お聞きしたいこと2点ありまして、1つはCJEUの判決の効果なのですが、こういうことであれば、現在のSNSというのはみんなが同じものをプルで観るということではなくなくて、皆さんそれぞれ違うものをアルゴリズムによってお勧めされて観ている状況にあるかと思うので、今の状況からするとSNSには原則として、その責任制限は適用されないというふうに考えていいのか。これはご確認です。多分それでいいということだと思います。

もう1つは参考としてお付けいただきました18ページですかね、デューデリジェンス義務の具体的な内容というところだと思うのですが、大体こんな感じで認識していいかということです。この中には多分責任制限に関することもちょっと入っていると思うのですが、デューデリジェンス義務のメニューというカリストですね、こんな感じでイメージしておいていいのかということの2点について教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

【宍戸座長】

ありがとうございます。安江様お願いできますでしょうか。

【MRI 安江氏】

安江です。ご質問ありがとうございます。

まず1点目ですけれども、SNS事業者、ソーシャルメディアに適用されるかということですが、今回の判決の中で自社または自社サービスのためにアルゴリズムを使ってどういう情報を配信するか決めているということについて、ソーシャルメディアのサービスは当てはまると思いますので、今後当てはまるか当てはまらないかが争われた場合には当てはまるということになるのかなというふうに考えています。今回の判決の中で「自社・

自社サービスのために」という部分が挿入されている部分は、アテンション・エコノミーも含めて考えているのかなというふうに個人的には思いましたので、そういう点で単に情報を機械的、技術的に捌くためというところじゃなくて、営利のためにという部分で考えられると思いますので、適用されるのかなというふうに思っています。

18 ページについてですけれども、この 18 ページの表は、15 ページにある表、これは条文と事業者の対応関係なのですけれども、これを踏まえた上で 18 ページは各事業者ごとに何があるかというので、この部分の中には責任制限の部分も一部入ってはいるんですけど、基本的に各事業者が負うデューデリジェンス義務というのはこの表の中に収まるのかなという趣旨で整理したものになります。

【森構成員】

ありがとうございました。大変よくわかりました。そうしますと、15 ページの方でみたほうがよりデューデリジェンス義務のメニューについてしっかりできるということかと思えますので、こちらでデューデリジェンス義務のメニューをみたほうがイメージちゃんとできるよっていう感じですかね。

【MRI 安江氏】

そうですね、11 条以降がデューデリジェンス、第 3 章になっているのですが、この条文の頭だけ、項目だけ観ても分かりづらい部分があるのかなということで、18 ページの表を作ってみたという趣旨でございます。

【森構成員】

なるほど、大変よくわかりました。ありがとうございました。ちょっと最後に 1 点だけコメントさせていただきますが、先ほど曾我部先生からデューデリジェンス義務に備えようというご指摘がありまして全くそのとおりだと思いました。確か前回の会議でも私、曾我部先生のおっしゃるとおりですみたいなこと言っていたと思うのですが、この DSA のデューデリジェンス義務というのは非常に示唆に富んでいて、そのうちのごくわずかを情プラ法の 1 番直近の改正で、大規模事業者に対して迅速化規律、透明化規律というのを入れたのだと思いますけれども、それ以外のほとんどの部分、色々と SNS を始めとするプラットフォームに対して、やはり期待がある部分をデューデリジェンス義務として、リストを作ってくれているわけですので、やはりデューデリジェンス義務に色んな形で備える、検討していくということは重要な課題なのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

【穴戸座長】

ありがとうございます。それでは生貝構成員お願いします。

【生貝構成員】

はい。大変なご整理、ご説明ありがとうございました。今の曾我部先生、森先生のお話に少し関連して、まさに森先生も言及のとおり、我が国の情プラ法はデューデリジェンス義務には半歩、いや 0.2 歩ぐらいはすでに踏み込んでいるのですよね。お話いただいたと

おり、デューデリジェンスに関わる条文、プロビジョンズはライアビリティ、責任に関する規定とはまさに別個に新しく設けられたものである。このことはこの分野をずっと専門にやっているロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのマーティン・フソベックなんかは、よく「From Liability to Responsibility」責任から責務へ、あるいは彼の論文の表題が結構象徴的で「Beyond Liability 責任論を超えて―第2世代のグローバル・インターネット・ルール」の青写真としてのデジタルサービス法」というタイトルのかかなり長大な論文なんかも出しているのですけれども、やっぱりこの飛躍というのはかなり革命的だったんですよね。このいわゆるプラットフォームあるいはインターネット法制にとって、今まで本当に事後の責任を電子商取引指令であれ我が国のプロバイダ責任制限法であれ論じていた、調整していた。それがまさに責務論になった、義務論になった、言ってみれば明確に初めて規制法になったというようなジャンプがある。そしてそのことを我が国は情プラ法でもって、まさにデューデリジェンスのプロビジョンは11条以下ですけれども、ここで出ているところの15条の透明性、それから16条、17条、これよくデュープロセス義務というふうにも呼んだりしますけれども、この部分は取り入れることができた。そしてまさに今曾我部先生がご言及されたとおり、国会にかかっている公選法と情プラ法の改正案というのは、まさにここで言うところの33条以下の部分という、ある種の日本版DSA2.0に向けた、まさに鎗矢となる改正案かなというふうに思っておりますところ、まさにあそこに関わる議論というところもしっかり見ていきながら、ここでの議論というのをしっかり進めていけると良いのかなというふうに思っております。コメントだけでございます。以上です。

【宍戸座長】

はい、ありがとうございます。大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】

はい、ありがとうございます。非常に丁寧に資料を作成していただきまして、ありがとうございました。ちょっと確認をさせていただければと思っております。ご紹介いただいたフランスのCJEUの判決の読み方ということですが、基本的には単なる導管とは言えないような、アルゴリズムを使って情報の再発信、何を再発信するかといったことをコントロールしている事業者は、もはや単純な仲介サービス提供者とは言えないということで、責任の加重はやむを得ないという判断だったと思いますけれども、それはサービスの性質に基づく判断でもあり、なおかつ今回フランス政府から禁止されたのが検問情報の再配信ということでしたので、やはりそこで授受されている情報の性質が、例えば検問情報と言って指名手配されている人や公共安全に脅威を与える人が、検問を逃れられるような非常に危険な情報の再配信であるという、情報の性質にも着目したものであって、単にサービスの性質のみで判断するというよりは、そこで授受されている情報に対する仲介サービス提供者の関与とその情報の性質に基づいて判断がなされたというふうに、その射程をある程度限定して理解して差し支えないものなのかなといったことですね、確認させて

いただければと思います。ちょっと分かりにくい、回りくどい言い方をしてしまいましたが、よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】

安江様、ご質問ですのでお願いいたします。

【MRI 安江氏】

ご質問ありがとうございます。確かにこの裁判自体は大谷構成員がおっしゃったように、特定のサービスに関して、特に犯罪の防止とか取り締まりに支障が出るので、フランス政府が禁止した情報について事業者が無効であると申し立てたものなので、直接的な射程というのはそういうことになると思うんですけども、その判決の中で CJEU はこの事件のこのサービスについて、この考え方が適用されるかどうかについてはフランスの裁判所が確認すべきことですよとしています。CJEU としては電子商取引指令における責任制限というのがかかる場合とかからない場合について整理するところになりますよということなので、今後ソーシャルメディアとか動画共有サービスについて何か裁判が起きた場合には、ここの判決がそこで参照されるという、そういう位置づけかなというふうに理解しています。

【大谷構成員】

ご説明どうもありがとうございました。そういう意味ではどういう場面で参照されるかということについては、かなり広がりがあるものだとということが理解できました。もう少し類似事案が積み上がっていくということにも期待させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございます。それでは山本構成員お願いいたします。

【山本構成員】

ありがとうございます。私の方からは三菱総研様にご質問と、あと事務局にも 1 点ご質問させていただきたいと思います。

今の大谷先生からのご質問とも関連するところで、しかも最初に曾我部先生も問題視されたところかなと思うんですけど、例の CJEU の判決の中で、Coyote が違法情報の一般的、能動的な監視を義務付けるものなんだというふうに主張していたわけですが、これに対して判決がどう答えたのかというところについて教えていただければと思います。次のスライドで紹介されていた可能性もあるんですけど、私が見逃している可能性もあるので、そこを教えていただきたいのが 1 点です。

2 点目が、この判決の理屈に従うと、要するにどんな条件で、どのようにまたどのような優先順位で再送信されるか、再送信されないかを決定しているのだということになっているわけなのです。こう考えた時に日本の情ブラ法とかプロ責法の考え方だと、いわゆる情報「発信者」として位置づけられるように思いました。つまり表現主体として位置づけられる可能性があるのかなと思ったのです。そうなりますと、アメリカ法的な発

想ですと、結局、表現の自由の享受主体といえますか、表現の自由を主張しうるような存在というふうにもなりうると思うので、そういった事業者に対して様々な義務を課すということが表現の自由との関係でどのように理解されるのかということも、1つ論点になってきそうな感じがします。この点についても伺えればと思いました。

それから、これはコメントですけれども、デューデリジェンス義務ですね。この導入については確かに検討の余地があるかなというふうに思っていますが、やはりこの内容についても同時に考えなければいけないのかなと。特にEUのDSAの場合には基本権の保護ということも謳われていると思います。ですので、形式上の義務を議論するというよりも、結局その義務がどんな内容を持つものなのかということについても、基本権などとの関係で議論していく必要があるかなと思いました。最後のところはコメントです。

それから、これは事務局への情プラ法3条の理解なのですけれども、私の勉強不足で教えていただければと思うのですが。被害者に対する責任のところで「権利が侵害されるのを知っていたとき、またはこれを知りえたと認めるに足りる相当な理由があるとき」ということなのですけれども、例えばソーシャルメディア等のシステムの中で色々報告のようなボタンがあったりするわけなのですが、こういった報告のボタンが押されていれば、ここでいう知っていたとき、あるいは知りえたと認めるに足りる相当な理由があるというふうに解されるということになっているのかどうか。つまり「AI」が知っている、「システム」が知っているということをもって、「知っている」と考えてよいのか、それとも、現実には大量の報告がなされるわけで、それでは不十分で、その事業者を構成する「人間」が知っていることが必要なのか、といったところについて、どこかに書いてあると思いますし、単に勉強不足なだけかもしれませんが教えていただければ幸いです。

以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。

それでは順次ご質問ということで、安江さん、それから事務局お願いいたします。

【MRI 安江氏】

ご質問ありがとうございます。

まず1点目ですけれども、CJEUがCoyote Systemにどう答えたかということと理解しましたが、CJEUはフランスの行政裁判所から付託されたことについて、こう考えるというのを示したというのがこの6月の判決で、その後フランスの方で、この考えを踏まえて最終的に判決を出すという段階にはまだ至っていないと思いますので、Coyote Systemの主張に対して裁判全体がどう答えたかっていうのは、ちょっとまだ出ていないのかなというふうに理解しています。

2点目の表現の自由との問題についてですけれども、この裁判自体で多分表現の自由を争っていないということもあり、この裁判の中ではそれについての判断はされていないということかなと理解しております。

簡単ですが以上です。

【宍戸座長】

では事務局お願いいたします。

【大磯企画官】

まず、この CJEU の判決と日本の情プラ法との関係ということで、仮にこの CJEU の判決の考え方が、言うなれば徹底されていくような場合には、日本の情プラ法においてプラットフォームが発信者と扱われ、それによって責任の関係が変化してくるのではないかというようなご指摘がまず 1 点目かと思っております。この 1 点目に関して言いますと、まず少しやっぱりちょっと EU、ヨーロッパとこちらの日本の方で違いがあるのは、CJEU の判決にも触れられていましたけれども、ヨーロッパの方では免責の条件として、管理もしていないし認識もしていないという 2 つのことがアンドで挙げられているわけです。日本の情プラ法の方では知っていたかどうかというのが基準になっていますので、CJEU の判決で示されたプラットフォームはアルゴリズムを用いて管理しているのだというようなことは、直接には情プラ法上の免責の条件には、直ちに影響はないというふうに考えられます。

また情プラ法における発信の概念ですけども、発信という定義は実は無いのですが、発信者の定義がございまして。そちらは基本的には「記録媒体に情報を記録し、又は送信装置に情報を入力した者をいう」というような感じで定義がされていますので、必ずしも直接管理という概念には触れていないのではないかなというふうにも捉えられるところでして、ですのでこの管理ということについての CJEU の判決とどのように日本の法制で捉えるのかについては、直ちに何とも、情プラ法の世界では少なくとも何とも言えない。ただもちろん民事で争われる、あるいは憲法上の規定で争うという場合については分かりませんが、直接情プラ法の条文との関係でどうこうということは直ちにはないかなというふうに捉えております。その上で第 3 条の解釈で、ボタンを押して通報がプラットフォームにされたような場合については知っていたと言えるのかという関係ということですが、基本的にはそのような通報があれば知っていた、に当たる可能性はやはり非常に高くなるのだらうというふうに思われます。一方で AI が例えば自動的に検知をして、だけどプラットフォームの従業員はまだ知らない、人はまだ知らないという場合に、知っていた時に当たるのかということについては、直ちにその一般論としてもなかなかすぐにはお答え難しいのかなというふうには考えております。機械的处理と AI の処理が何か本質的に違うのかとか、いろんなことを考えないといけないのじゃないかというふうに初歩的には思われますところ、ちょっと個別のケースにもよるかもしれません。しかも民事になります、最終的には裁判所の判断でもございますので、ちょっとこの場で確たるお答えは差し控えさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

【宍戸座長】

山本構成員よろしいですか。

【山本構成員】

ありがとうございました。課題とか問題の所在は非常にクリアになりました。ありがとうございます。

【宍戸座長】

はい、ありがとうございます。それでは2巡目ですね、森構成員お願いいたします。

【森構成員】

はい。簡潔に申し上げたいと思います。私も大谷構成員と安江様のやり取りを伺っていて感じたことなのですけども、ちょっとご参考になるかどうか分かりません。日本ではどういう風に考えているかと言いますと、この3条の免責の適用があるかどうかという話と、プラットフォームがその違法情報に関する責任を負うかどうかという話は2段階で議論されます。チュッパチャプス事件という有名な事件があったのですが、ちょっとそれはECサイトで若干情報空間と違って分かりにくいのですが、ただ商標権侵害ですので全く同じように考えていただいていいと思うのですが、ECのプラットフォームに出展していた店舗が商標権侵害の情報を発信しました。なので発信者、その店舗はもうアウトなのは確定している場面なのですが、その時にプラットフォームが責任を負うかどうかということで、まずこの3条の免責規定が問題になりまして、認識していたかどうかということなのですけども、それについては商標権者が削除請求を送っていたので当然のように認識していました。なので免責規定の適用はありませんということをまずそこで1つ確認できます。じゃあプラットフォームが今度その商標権侵害の責任を負うのですか、発信者と同じようにということについては、これは議論になりまして。どうも削除通知の後、1週間だったか2週間だったか忘れましたが、ちょっと期間を置いてから削除したのですね。そのことを捉えて商標権者は、プラットフォームも発信者と同じだ、なぜなら自分が削除請求した後すぐに対応しなかったからだというふうに言ったわけですけども、裁判所は、そのぐらい時間がかかるのは仕方ない、その場合プラットフォームは発信者と同じ責任を負うわけではないというふうに判断したという事件ですので。すみません、ちょっと細部は不正確かもしれませんが。なので免責の適用があるかどうかということ一旦判断して、その適用がありませんよということになった後で、プラットフォームが発信者と同視できるような立場なのかという、そういう考え方を、もしかしたらEUもするのかもしれないというふうにちょっと思ったわけでございます。

あと山本先生のご指摘のAIが知っていたらどうなるかっていうことですけども、実務の大半は、私の承知している実務というのはかなり10年ぐらい前のものなのですが、その当時はすごいよく承知していたのですが。今と違って、大半はもうチュッパチャプスのようにもうSNSにおいても削除請求というものを送った後の話ですので、削除請求をまず証拠として出して、そこから裁判が始まるという状態であったわけです。AIが知ったらですけども、今情プラ法の迅速化規律で窓口を作るっていうことになっていますが、そういう

ことになってきたら、それは窓口に来たものについては当然知ったことになるんじゃないかなというふうには推測いたします。はい、以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。あと生貝構成員からチャットをいただいていますけど、せっかくですので議事録にする観点もありますので生貝構成員いかがですか。

【生貝構成員】

ありがとうございます。今ご議論のあった論点については、EU では判決の蓄積なんかもある程度はあって。特に DSM 著作権指令 17 条がデューデリジェンス・オブリゲーション・オブ・プラットフォームズの部分的な走りだったことがあって、ちょっとその辺りに関連するジャッジメントがそれなりにあります。特に一般的監視義務と事前的措施義務の整合性については、17 条に対してポーランドが起こした DSM 著作権指令の訴訟ですとか、あとアルゴリズムの関与についても、これ結構やっぱり 10 年ぐらい前からいろんな議論が出てきてますけれども、特に YouTube と Cyando の 2021 年の合同事件が結構やっぱりそこも踏み込んで触れていて、ご紹介いただいた 6 月の判決でもかなり引用されているかなと思います。この辺から見ていくと結構色々深みが見えてきて面白いかなという気がします。以上でございます。

【宍戸座長】

はい、ありがとうございます。上沼構成員もぜひお願いします。

【上沼構成員】

はい。免責規定に関して言えば、発信者と同様だって言った事案が日本にはあって、パンドラテレビ事件という動画共有ソフトで著作権侵害の動画が共有されていたものについて。その今あんまり流行らないんですけどカラオケ法理っていうのを使って、発信者と実質的な侵害者だと見てプラットフォーム側が責任を問われたという事案があるので、一応ちょっとそれだけ書いてみましたっていう。

【宍戸座長】

ありがとうございます。もうすでにだいたい実質的な議論をいただいておりますけれども、ひとまずこのラウンドはここまでとしまして、議事 1 のうち次の項目に移りたいと思います。資料 12-2 によって、事務局からご説明の方お願いいたします。

【原補佐】

それでは資料 12-2、権利侵害情報等の発信・拡散を巡る課題への対処についてに基づき、第 9 回、第 10 回の検討を踏まえた意見交換をいただきたいと思います。これにあたり、過去 2 回でご議論いただいた事項を事務局にてまとめさせていただいておりますため、振り返りにはなりますがご説明させていただきます。

スライド 1 でございます。現状等として、(1) デジタル空間を取り巻く環境の変化において、①では中高年層における利用の高まり、社会生活に必要な情報収集のための利用の拡大といった SNS の利用シーンの変化が見られること。②では生成 AI の利用率の増加、

実在の人物や著作権の対象となっているコンテンツを同意なく利用する、または模倣した架空の画像・映像を発信・拡散することが可能となっているといったように、生成 AI の進展に伴う SNS 等における情報流通環境の構造的変化について現状をまとめさせていただきます。(2) 権利侵害情報の流通に関する状況としまして、誹謗中傷等にかかるものが近年増加傾向であること。中高年層における利用率が増加し、社会生活に必要な情報収集のための利用が拡大していること。権利侵害にあたりうる情報の発信・拡散をすることで法的責任を問われる可能性があることについて、知っている利用者が半分程度に留まるという実態についてご紹介してきたところでございます。

次お願いします。(3) 権利侵害情報の流通に対する現状の対応でございます。総務省におきましては、リテラシー向上の取り組みや情報流通プラットフォーム対処法の着実な運用、違法・有害情報相談センターの運営等を実施しております。②事業者における取り組み状況としては、官民が連携した意識啓発プロジェクト「デジタル ポジティブ アクション」への協力や情報流通プラットフォーム対処法の規定に基づく対応、その他多様な自主的な取り組みを行っている場合があります。こうした取り組みによっては権利侵害情報等の流通に対して一定の効果が見込まれるといったご発表もあったかと思っております。

次お願いします。第9回、第10回でのご意見等として、(1) は事前の対策にかかる検討の総論でございます。まず、①事前の対策の必要性につきましては、SNS 等に流通する権利侵害情報による被害は拡大の一途を辿っているといったこと。権利侵害をさせないという観点を踏まえた仕組みづくり等の事前の対策が必要であること。また発信・拡散前の事業者による一定の介入が有効な選択肢であるといったご意見をいただいております。事前の対策の必要性について特段大きな反対はなかったものと認識しております。その上で②でございますが、表現の自由への配慮といたしまして、権利侵害対策として発信・拡散の前に対策を行う場合、これによる利用者の自由な情報発信の制約となりうることに配慮しつつ、利用者の表現の自由を尊重することが重要といったご意見をいただいております。③事前の対策と網羅的監視義務の関係というところですが、まず事務局よりプラットフォーム事業者に対して権利侵害情報等の流通に関する網羅的な監視を求めることは、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることになることや、実際には権利侵害情報でなかったとしても疑わしい情報を全て削除するなど、過度な削除等により利用者の表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあること等を踏まえた検討が必要といった議論をご紹介いたしました。その上で DSA を始めとした各国トレンドとしては、プラットフォーム事業者には安全で透明性の高いオンライン環境を確保するため社会的影響に見合った対応を実施するといった義務があるとの流れもあること。権利侵害情報の事前の対策と網羅的監視義務の禁止の関係について改めて検討することが考えられるといったコメントをいただいております。

次お願いします。(2) 権利侵害情報の発信・拡散の事前の対策に関する役割の検討といたしまして、①行政機関の役割でございますけれども、情報流通プラットフォーム対処法

に基づく透明性レポート等を通じて各事業者の取り組み状況を継続的に収集することが重要である。利用者のサービス利用にあたって参考となるような情報提供のあり方について検討することも考えられる。またサービス設計やアーキテクチャーレベルの対策には相応のコストが生じることを踏まえ、事業者が対策を取ることにインセンティブを生む仕組みを検討することも必要。SNS上で情報流通の実態を把握する取り組みも求められると、こうしたコメントをいただいております。②事業者の役割といたしましては、権利侵害情報等の発信・拡散に事前に対応する取り組みとして、利用者のリテラシー向上に過度に依存するのではなく事業者や業界団体による対応の必要性も高まっているということや、すでに各事業者が自主的に実施しているものの横展開についてのご意見もございました。また具体的な例といたしましては、発信前に投稿内容をAIが分析し権利侵害情報に該当する場合には注意喚起を表示するといったことは、表現の自由への制約にならないものとして有効ではないかとのコメントもございました。(イ)その他といたしまして、事前の対策を求めることとする場合の対象となる事業者の範囲についての検討が必要とのコメントも頂いております。これについては同時に小規模事業者等対象とならない事業者に対してもその重要性を認識してもらうための枠組みを検討することが必要と、こうしたご意見でございました。(3)その他としまして様々なご意見いただいておりますけれども。権利侵害情報等の発信・拡散を巡る対処に関する検討といたしましては、これまでご紹介したところと考えております。以上のご議論を踏まえまして、改めて本日ご議論を深めていただければ幸いです。

事務局から以上でございます。

【宍戸座長】

ご説明ありがとうございました。それではご質問、ご意見のある方は送信先をすべてのパネリストの上、チャット欄で私にご発言の希望をお知らせいただければと思います。いかがでございましょうか。大体先ほどのEUのデューデリジェンスを巡る議論とも重なる部分があるかと思いますが。

それでは上沼構成員をお願いします。

【上沼構成員】

はい。最初に発言するのはなかなか勇気がいるなと思っていますんですけど、今回の検討、本当色々考えなくちゃいけないことがあると思うんですね。今まで情ブラ法で情報の流通を知っているということが責任の前提となっていたということと、もう少し一歩踏み込んでいろいろな仕組みを取り入れなくちゃいけないということとの間には、責任の構造を変えるっていう大きなシフトがあると思うんですね。ただ先ほどもちょっと申し上げたんですけども、著作権侵害のカラオケ法理っていう特別な枠組みだったとは言え、パンドラテレビ事件などは情報の発信そのものではなくて、そういう構造を作ったことを責任の前提として考えていて、だから発信者と同様だと、だから免責はかからないみたいな仕組みでプラットフォーム側の責任を認めているという裁判例だったりします。なのでそう

いう意味で、自らその場の流通の仕組みを作ることについて、事業者がどう考えるかということを経験してみてもいいのかなというふうに思っていて。多分先ほどのデューデリジェンスなんてまさにそういう議論なのかなというふうに思っていました。とりあえず先ほどの話の続きです。

以上です。

【穴戸座長】

ありがとうございます。それでは曾我部先生お願いします。

【曾我部構成員】

ありがとうございます。ただいまの上沼構成員のコメントに関わって一言申し上げたいと思います。まず情プラ法の発信者の捉え方についてですが、私たまたましばらく前にこの点について調べたことがありまして。上沼先生のおっしゃる通り、著作権関連に関しては発信者を規範的に捉えて広く捉えるという裁判例がいくつかありますが。それ以外に関してはやはりその前の事務局のご説明にあったような、より形式的な発信者の捉え方になっているというのが裁判例の現状だったかなというふうに思います。著作権に関してはおっしゃるとおり、カラオケ法理がありましたので、その流れで少し捉え方が違っていたのだろーと思います。ただ最近のピアノ教室事件でカラオケ法理についても変容があるというふうにも伺っておりますので、それとの関係も検討する必要があるのかなと思います。それから、上沼構成員のご発言の後半に関して、場を作ったものの責任ということに関しては、私は以前、総務省の別の検討会の場でご報告申し上げたことがあります、やはり先ほどの生貝構成員のレスポンスビリティとライアビリティとの対比で言えば、場を作ったものの責任を、レスポンスビリティの根拠として捉えてはどうかということは以前申し上げていました。他方、情プラ法の発信者の捉え方に関しましては、まさにライアビリティの話ですので、ちょっとそこは切り分けて、どういう根拠でどういう責任が発生するのかということをこれから深掘りしていくといいのではないかなというふうに、上沼構成員の発言をお聞きして思った次第であります。

以上です。

【穴戸座長】

ありがとうございます。では森構成員お願いいたします。

【森構成員】

はい、ありがとうございました。私も上沼先生の話と曾我部先生の話に関連して申し上げたいと思うんですけど。先ほどデューデリジェンスのところでもお話したことなんです、知らなかった情報について責任を問われないということ、一般的監視義務がないということについては、それは従来どおり堅持できるのではないかと考えてまして、というのは、私はやっぱり2段階で考えるべきなんじゃないかと思います。自分のネットワークの中にありました、ありましたけれど知らなかったんですよ、ということについて責任を負わせるかどうかという話とですね。先にその抗弁を封じられてから、果たして発信者と

同じ責任をプラットフォームに負わせるべきなのかという、2段階目の話ってというのは段階的に違う、レイヤー的に違うのではないかなと思ってます。ですのでプラットフォームを作る責任ですね、違法情報を発信しやすいような環境を作ったことによる責任っていうのはそれはそれであるんですけども、例えば、いつも古い話で恐縮ですが、かつて匿名掲示板が猛威を振るった時に、2チャンネルの管理者がIPアドレス等を取っていませんので、職場からでも家庭からでもご気楽なんとかで何でも書き込んでくださいみたいなことを書いていたことを根拠に、管理者は違法情報の権利侵害情報を助長・促進するような対応で管理していたのであるということが、裁判所によって責任を肯定する方に働く要素として引用されておりました。ちょっと雑駁なお話で事件名が特定できず申し訳ないんですけども、そのように裁判所が書いていたことは事実なんですね。そこではそのようなプラットフォームを作ったこと、権利侵害情報を助長・促進するようなプラットフォームを作ったことがプラットフォーム管理者の責任の根拠として引用されているわけなんですけど、それはやはり2段階目の話、違法情報について知らなかった、一般的網羅的監視義務はありませんということが破れた後ですね、削除要請を受けた後に、なお削除要請を受けたからといって、それによって一般的網羅的監視義務問題がなくなるからといって直ちにプラットフォーム＝発信者となるわけではないわけです。そのところの責任原因としてそれがかかってくるということなので、ちょっとやっぱりその2つは分けられるべきなのかなというふうにはなんとなく思っているところなんですね。ですので私としては、知らなかったものについて責任を問われない、一般的網羅的監視義務がないということは、それは余裕で堅持できるんじゃないかと思っております。そしてそのことは、事前の対策ということは、ここで何回も出てきますけども。事前の対策と言っても、皆様からお話のあるヤフコメ方式というか、投稿欄を書いたらAIが読んで「あなたちょっとこれやばいんじゃないですか」、とサジェストしてくれるっていうのは、それは基本的には知らなかったことについて責任を負われない一般的網羅的監視義務がないという話とはちょっと違う。それは事前ではありますけれども、事前という要素において若干近いものはありますけども、それとこれとは話が違うわけでございまして、なにがしか権利侵害情報が自分のネットワークに乗らないようなことをやってくださいねと。それは法的義務付けまで含めて視野に入れていいと思いますけども、そのようなことを法的に義務付けることによって直ちに知らないことについて責任を負わない原則、一般的網羅的監視義務がない原則が破れるのかっていうと、ちょっとそんなこともないんじゃないかなというふうに2つ考えておりますので申し上げます。

以上です。

【宍戸座長】

はい、ありがとうございます。それでは大谷構成員お願いします。

【大谷構成員】

ありがとうございます。今話題の本質とちょっと違うところではあるんですけども、

資料で言いますと、今表示していただいているところの1番下のところですね、事前対策の対象となる事業者の範囲といったところです。小規模事業者であっても事前の対策に関与をしていただくというか、そういうことの重要性について認識していただくというのは賛同できる話ではあるんですけども、小規模事業者の場合は事後的な規律の迅速化規律であるとか、透明化規律の対象にそもそもなっていないというところで、そういう事後的なところの対象範囲というのも、やはり今後見直しておく必要が出てくるのではないかというふうに思っております。少なくとも何かあった時に申し出の窓口をはっきりさせるとか、いつまでという迅速化のところは難しいかもしれないですけども、分かりやすくその相談窓口を示すというような部分的なところだけでも対象にするということも、今後検討していく必要があるのではないかと考えております。その上で事前の対策については、その事業者と提供するサービスの性質に沿って、より効果的なものと事業者が考えられるものがあれば、それはぜひ横展開していただくとすることが望まれると思いますが、まず事後的なところについても法律が施行されて1年以上経ったところですので、また検討していく余地があるのではないかと思います。

以上でございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。他にこの段階でご意見、ご質問いかがでしょうか。すでにチャット欄で山本構成員からもご指摘ありましたけれども、この前のラウンド、それから今のラウンドを含めまして、非常に貴重なEU等の外国法の知見、これまでの国内における媒介者の責任を巡る議論の振り返り、そしてこれからどうすべきかという議論をいただいておりますので、よく事務局において整理をしておいていただければと思います。

音構成員と山本構成員からご発言のご希望をいただきましたので、順にまたお願いしたいと思います。まず音構成員お願いいたします。

【音構成員】

音です。お世話になります。曾我部先生から引き継ぐ形で広告ワーキングの主査を務めさせていただいておりますので、それに絡めて短くコメントをさせていただければと思います。ご案内のとおり、広告ワーキングの方でプラットフォーム事業者に対してのアンケート、ヒアリングっていうのを続けさせていただいております。もちろんのことですけども、今回の整理にございましたとおり、表現の自由のことと海外のトレンドというふうなことからすると、ヨーロッパのDSAから比べると日本の場合は緩やかということかとは思いますが、それらのヒアリング等を見ておりますと、やはり一定の変化が起こっているというふうに認識をしております、やっぱりこういうような形でのキャッチボールっていうのが結構大事なのではないのかなというふうに思っております。ある種日本的なのかもしれませんが、そこでのヒアリングをし、公開できないものも随分ありますけれども、それを開示をして社会に示していくということが日本的かもしれませんが、ある種のトレンドを示していくことにつながっているのではないのかなと。

そのことがスピードが遅いというふうに言われるかもしれませんが、法改正等々に、ある種土壌を作っていくということになっていっているのではないのかなというふうに感じております。

少し感想めいたところも含めてですけれども、広告ワーキングを担当しているものとしてコメントをさせていただきました。以上です。

【宍戸座長】

音先生には広告ワーキングの方をお願いしており、恐縮です。その観点からも含めてありがとうございます。

それでは山本構成員お願いいたします。

【山本構成員】

ありがとうございます。私の方からも、ほぼ参考までにということなんですけれども、ソーシャルメディア企業のなかには米国の企業が少なくないと。本日も、主に EU の DSA を見ているわけなんですけど、やっぱり米国の判例動向にも注意が必要なのかなと思っています。ちょうど明日、宍戸先生と曾我部先生と同じ研究会があつて私もちょっと調べていたんですけれども、2024 年に、ご周知のとおり連邦最高裁が「ムーディ対ネットチョイス (Moody v. NetChoice)」判決というものを出している。これはアルゴリズムに基づく自動的なキュレーションというんですかね、レコメンデーションとかモデレーションというのが、新聞社等の編集の自由と同じ修正 1 条の保護を受けるかということが論点になり、傍論ではありますが「受ける」とされた。今、下級審も含めてかなり影響を受けてきているというふうに言われています。その後、私もざっと見る限り、やはりプラットフォーム事業者のサービスも、いわゆる Expressive Choices、表現的選択の部分と、Design Choices、設計上の選択の部分があつて、前者に対するさまざまな義務付け、あるいは直接的な介入については、かなり表現の自由とぶつかってくるところがある。つまりプラットフォーム事業者の表現の自由とダイレクトにぶつかるわけです。他方で、Design Choice の部分については表現の自由の外か、あるいはそれに対する間接的な制約に過ぎないというところで、かなり介入の余地があるのではないかという理解になってきていると思います。そういう意味では、例えば○2 で表現の自由への配慮とあるところで、利用者の表現の自由と書いてありますが、ムーディ判決を踏まえると、プラットフォーム事業者の表現の自由ということにも一定の配慮が必要かもしれないと。ただ他方で、だからといって制度上関与できないわけではなくて、エクスプレッシブの部分とデザインのところというのを分けたうえで、後者の部分への関与の可能性について考えていく必要があるのかなと感じました。

以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。他に、ご発言のご希望の方おられますでしょうか。ひとまずよろしいでしょうか。そういたしますと、このあとも重要なご論点もございますので、ひと

まず議事の2の方に移らせていただきたいと思います。

こちらですけれども新たなテーマといたしまして「災害時のデジタル空間における情報流通の課題について」を検討してまいりたいと思います。そこでまず事務局より資料12-3-1によってご説明をいただいた後に、本日は内閣府様においでいただいております。資料12-3-2によりご説明いただきたいと思います。これも連続してになります。

それではまず事務局からお願いいたします。

【大磯企画官】

それでは事務局より、資料12-3-1についてご説明をいたします。

次のページをお願いします。災害時のインターネット情報の情報流通につきましては、ここに災害時における真偽判別の難しい情報を巡る現状というタイトルを載せてありますけれども、最近の災害においても偽・誤情報等の拡散が確認されているという報道がされております。ここに4つ例を挙げております。2016年4月の熊本地震では「ライオンが逃亡した」等の悪質なデマ。2024年1月能登半島地震で救助を求める虚偽の投稿がされた。右上2024年8月日向灘地震では科学的根拠はないのに地震を予知するという投稿。それから2026年4月には三陸沖地震で「人工地震説」などがあったということでございます。

次のページをお願いします。ここはちょっと一歩踏み込みまして、大変構成員限りがありまして恐縮ですけれども、真偽不明投稿に関する記事の分類としておりまして、ここに色を分けて分類をしております。分類の中は個々の情報の例が掲載されておりますが、個々の情報につきましては大変恐縮ながら情報源との関係におきまして、今日は構成員限りとさせていただきます。また一番上の注意書きにつきましては、※で始まる注意書きにつきましても構成員限りとさせていただきます。構成員様の資料で赤枠になっていないことがあるかもしれませんが、構成員限りとしてお取り扱いいただければ幸いです。その上で分類につきましては、総務省の方でさせていただきます。すけれども、例えば被害状況に関する偽・誤情報があつたり、左下の方では人為的に引き起こされた災害というような偽・誤情報、下真ん中の方では地震に関連する偽・誤情報といったものが例えば見受けられるところです。ちなみに赤点線枠、右の上の方の赤点線枠は権利侵害をしている情報にあたるかもしれないと思われるようなもの。そして右下に1つありますが、青点線枠のところはその他の法令に違反すると思われるような例ということで点線枠をつけております。

次のページをお願いします。実は総務省の研究会におきましては災害時の情報流通を取り上げるのは最初ではございません。デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会におきまして、この話題を検討していただいたことがございます。ここから数ページにわたっては、その時の検討の際の資料を用いて災害時における情報への対応等につきまして、考え方として示されてきたところをお示しいたします。大規模災害においては偽・誤情報等の真偽判別が難しい情報が盛りやすい環境が醸成されて様々な影響を及ぼす恐れがあるということで、事実に基づいた情報が発信・拡散されることでこうした

真偽判別の難しい情報の多くは収束するケースが多いとされているというのが当時の議論の1つでございました。

次のページをお願いします。その上で、この真偽判別が難しい情報につきましては発信・拡散を完全に防止することは難しい。したがって速やかな事実確認とその適切な発信による打ち消しが必要であるというふうに、打ち消しの必要性について触れられております。その打ち消しのためには平時と災害発生時それぞれについて、各ステークホルダーの役割に応じた対応・対策が重要であるというふうに論じられております。

次のページをお願いします。各ステークホルダーの役割に応じた対応・対策ということで、一例というのは以下の通りだということで、下に当時の資料の表を挙げております。これらに通底する考え方として主なものとしてありますのはリテラシーの強化と事実情報の発信ということではないかというふうに考えられます。

次のページをお願いします。先ほど真偽判別の難しい情報は事実を確認し事実の情報が発信・拡散されることで収束すると申し上げました。一方でこのことにつきまして指摘されておりましたのは、災害時の混乱状況では事実確認が困難となる場合があるということです。ですので多様なステークホルダーの間で役割に応じた準備・対策をしておくことが重要ではないかという考え方も当時のこの資料で示されているところでございます。

次のページをお願いします。そして加えて申し上げますと、災害時における環境的な要因、例えば不安や恐怖がある、コミュニケーションがどうしても足りなくなってしまうがちであるといったことによるものですけれども、そういった環境要因によって、真偽判別の難しい情報の発信・拡散が助長されることがあると、そういうことも踏まえたと、注意喚起等によるリテラシー強化による偽・誤情報の発生・拡散の影響を最小化していくことが必要であるということも示されております。ここまでのページが当時の情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会における資料17-1-2ということで、当時野村総研にご発表いただいた資料でございました。

次のページをお願いします。ここはまず一番上の方ですけれども、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会のところで、特に災害発生時における対応というところを抜粋したのと、下の方ではもう少し直近で、この検討会の下にございました制度ワーキンググループでの議論の結果として取りまとめていただいております中間取りまとめで、関連しているところを抜粋して概要としていただいております。上の方に関しては当時、情報伝送PF事業者というふうに、健全性確保の在り方に関する検討会ではよんでいたのでもございますけれども、そうした事業者が自ら影響・リスクを予測し軽減することができる立場にあるということで、収益化停止等の利用規約に基づくモデレーション、体制整備、信頼できる情報源からの情報の伝送確保等が当時から挙げられたところです。なお下の方の中間取りまとめにおきましては、収益化停止につきましては、様々な考え方ございますけれども、有害情報であることをもって収益化停止を一律に求めることについては現時点においては慎重な検討を要すると。それからプロミネンス（優先表

示)に関する対応につきましては、どのような情報源を信頼できる情報と位置付けるべきか、また情報をどのように優先するか等について現時点で課題があるというような結論が得られております。

次のページをお願いします。総務省における最近の主な取り組みをご紹介します。リテラシー向上の方は「リテプロ」と題しまして偽・誤情報を含みましてゲーム形式で学べる方法を提供しております。災害発生時の対応としましては、公式 SNS アカウントを通じた注意喚起のほか、地震等の災害が発生した際に主要プラットフォーム事業者に対して利用規約等に基づいた適切な対応を要請するといった取り組みをしております。

次のページをお願いします。事業者における主な取り組みでございます。こちら能登半島地震の発災後に報告を求めた内容をまとめております。ここにご覧いただいているような様々な取り組みが当時からされているところでございます。

次のページをお願いします。最後に本日ご議論いただきたい事項ですけれども、まず①は事前の対応と事後の対応という視点でございます。②は行政、事業者、団体、利用者それぞれの役割についてという論点でございます。③は表現の自由との関係、そして④はその他どのような課題がありどのような対応が望ましいかということ为本日の論点として掲げております。

この資料は以上でございます。

【穴戸座長】

事務局ご説明ありがとうございます。

続きまして内閣府様から資料 12-3-2 についてご説明をお願いいたします。

【内閣府 鈴木参事官】

はい。ただいまご紹介いただきました内閣府の防災担当で、総括担当の参事官をしております鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まずこの検討会の場でご説明の機会をいただきまして、またこの検討会の中で災害時のデジタル空間における情報流通の課題をテーマとしていただいているということに感謝申し上げたいと思います。私ども内閣府防災というのは内閣府の一部局でございまして、災害発生時に各省の取組の取りまとめをしたり、調整をしたり、あるいは自治体の被災者支援を支援するような、そういった役割を担っているところでございますけれども、こうした立場としての内閣府防災といたしましても、災害時にデジタルで提供される情報の中に、フェイクとかデマがあるという状況に大変困惑しているところでございます。今日ご説明もありましたように、例えば動物園からライオンが逃げたという偽情報ですとか、あるいは偽の救助要請、また地震が予知できるといった情報というのもよく上がっているところです。特定の日付に地震が起こるといった情報が出回ったこともありまして、こうした時には私どもも地震の予知は困難である、そういった情報に惑わされないようにといった投稿もさせていただいたのですが、そうすると今度は逆に、政府がわざわざこういう発信をするということは何か知っているのではないか、といった別の投稿も現れたりということで、大変苦慮してきている

ところですが。また AI の発展に伴い、いわゆるディープフェイクを活用して実際とは違うような地震の被害に関する画像とか動画が投稿されたりとか、あと今 AI サマリーという形でネット上の情報を色々まとめて発表しているようなサイトもありますけれども、実は必ずしもそれが事実合っていないと。例えば、津波警報がまだ解除されていないにもかかわらず、解除されたというような情報があるといった形で、非常にデジタル、AI の発展に伴う適切な災害情報の発信が課題になっているというふうに認識しております。私どもとしても「信頼できる情報源を使ってください」とか「その情報の根拠をよく確かめてください」といった情報発信はさせていただいているところですが、なかなか効果的な手が打てないという問題意識を持っているところです。

本日の資料でございますが、1 ページ目をお願いいたします。ちょっと直接今回のテーマとは異なりますけれども、私ども防災に関する背景事情として防災庁の設置ということについてご説明をさせていただきたいと思っております。今、私ども防災担当というのは内閣府の一部局でございますけれども、この度新たに独立した1つの庁として防災庁を作るということで、現在国会審議をいただいているところです。この防災庁を設置する趣旨といたしましては、大規模災害とか、あるいは国難級の災害、例えば南海トラフ地震、首都直下地震といった災害が起きるおそれ、さらには富士山噴火などとも言われている中で、こうした国難級の災害に対して、死者とか避難者をできるだけ減らしていく体制の充実と施策の充実を図っていくという目的で設置しようとしているものでございます。この防災庁設置の暁には、平時における事前防災という言葉がありますけれども、建物の耐震化など地震そのものを防ぐ対策でありますとか、災害発生時に発生する避難所、長期の避難の中で体調を崩して亡くなられるような方も多いものですから、この避難所の生活環境の確保をあらかじめ図っておく、必要な物資の備蓄を図っていくといった事前防災。さらには発災時には迅速な支援と、省庁の縦割りを越えた政府としての調整など自治体の支援、こうしたことをしていくための体制づくりをこの防災庁のもとでやっていきたいと考えているところです。

次のページをお願いいたします。防災庁のイメージしている組織ということで、これまでは1つの局だけでこの防災対応にあたっていたところなのですが、これを事務次官と4名の局長級の職員が配属されるような形で、様々な分野ごとの防災対策を図っていくということでございます。ちょっと小さいところで恐縮なのですが、左側の「統括官（総合政策）」というところの中に「広報」という言葉がありまして、これだけ見ると、小さく見えてしまうのですが、防災庁の設置にあたりましては、新たに広報を専門に担当する課長級の参事官のポストを作りたいと思っております。災害の備えでありますとか発災時の情報発信については、かなり力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。その中身は通常の情報発信や災害時の情報発信というところもあるのでありますが、こういった今日議題になっておりますような偽情報とか誤情報、そういったものの対策ということも、この広報参事官の非常に大きな役割になるというふうに認識を

してございます。現在この防災庁につきましては、設置法案について国会でご審議をいただいているところですが、実はこれまでの審議の中で、SNS の誤情報、偽情報等に対する対策について、政府の見解を問いただすという問いが、実に 7 回にわたって質問がなされておりまして、国会におきましても高い問題意識や関心が持たれているというところでございます。本日詳細な問題意識を説明するに至っておりませんが、この検討会の場もお借りさせていただきまして、関係する皆様と連携させていただきながら、少しでもこの課題に対する解決に進んでいくようにご協力を賜ればというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】

防災庁準備で大変お忙しいところ、本検討会においでいただき、また今後の連携についてもお話をいただきまして、誠にありがとうございました。座長として御礼を申し上げます。

それではただいまの事務局、それから内閣府様からのご説明につきまして、ご意見、ご質問のある方はチャット欄で、すべてのパネリストを選択の上、私までお知らせいただければと思います。順に指名をさせていただきたいと思います。

なお本日も事情によりご発言が難しいと伺っております山口構成員から、あらかじめご意見を示した資料を事務局に頂戴しております。事務局の方でこちらご紹介をお願いいたします。

【原補佐】

事務局でございます。口頭でご発言がかなわないとのことで、山口構成員からいただいているご意見について、事務局にて代読させていただきます。

以下代読いたします。資料 12-3-1 「災害時のデジタル空間における情報流通について」に関して 4 点申し上げます。

1 点目は、発生後フェーズにおけるプレバンキングの重要性についてです。プレバンキング、すなわち事前の注意喚起や啓発は平時のみならず災害直後の発生後フェーズにおいても重要と考えます。発災後は不安や恐怖が高まり、真偽判別の難しい情報が最も拡散しやすい局面です。過去の災害事例をまえ、今後こうしたフェイク情報が拡散する恐れがあるという注意喚起を発生直後に集中的に行うことは拡散の抑制に有効です。平時と発生後の両フェーズにプレバンキングを位置づけるべきと考えます。

2 点目は、災害時の通報プラットフォームの必要性についてです。ディープフェイクの大衆化により、災害時に SNS を活用して迅速に正確な情報を把握することが難しくなっています。そこで災害時に誰でも被害状況などを通報でき、それが対象の自治体へ迅速に共有されるプラットフォームの構築を検討すべきではないでしょうか。この点は資料 12-3-2 で示されている防災庁のデジタルでの一元的な災害情報把握とも方向性を同じくするものであり、防災庁設置準備室または発足後の防災庁と連携した検討も考えられま

す。

3点目は、技術的対策の重要性と災害時に限定したディープフェイク規制についてです。2点目とも関連しますが、AI動画・画像に対する技術的対策の重要性が一層高まっています。総務省では、インターネット上の偽・誤情報への対策技術の開発実証事業を通じて、真偽判別支援、ディープフェイク検知、コンテンツ真正性補助といった対策技術の開発実証と社会実装が進められており、こうした技術を災害時の情報流通対策にも積極的に活用・実装していくべきと考えます。加えて表現の自由に十分配慮することを前提に、災害発生時の一定期間に限定したディープフェイク規制も選択肢の1つとして検討しうると考えます。

4点目は、災害時のコンテンツ収益化についてです。能登半島地震ではいわゆるインプレゾンビによる無関係な投稿の氾濫や偽の救助要請が問題となりました。AI動画などの生成が一般化すれば、収益目的のフェイク情報がさらなる混乱につながる可能性もあります。災害時のコンテンツの収益化のあり方については今後さらに議論を深めるべきと考えます。

私からは以上です。よろしくお願い申し上げます。

とのことでした。事務局代読、以上となります。

【宍戸座長】

はい、ありがとうございました。山口構成員から非常に貴重なご提案を含めていただいたと思いますけれども、引き続き質疑応答の時間でございますので、繰り返しになりますがご発言ご希望の方は、すべてのパネリストを選択の上、私にお知らせいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

生貝構成員お願いいたします。

【生貝構成員】

ありがとうございます。大きく2つのコメントがありまして、まず1つは、最終的な落とし所をどうするのかということはさておいても、やっぱりこの文脈で災害という分野についての具体的な規範のあり方というものをこのプラットフォーム分野において作る、議論していくということは大変貴重なことかなというふうに思っております。といいますのも、前半で議論になったプラットフォームのデューデリジェンス、DSAでいうところの34条、35条に関わるような具体的な議論って、基本的にガイドラインとして作られていたりするのは政治・選挙、あるいは青少年保護、またないしはヘイトスピーチまでが主な想定のある種のバーティカルな課題として捉えられているところ。自然災害（Natural Disasters）については、多少議論はあるのですが国際的にもあまり明示的な行動規範的なものがあまり無いと認識しておりますところ、それはヨーロッパがあまり自然災害が少ないのかはあれなのですけれども、ハリケーンや山火事のあるアメリカ、また東南アジア、インドネシアですとか、ミャンマーですとか、色々と地震なんかは起こっているところ、そういったところに対してしっかりと日本の経験をこの分野でもちゃんと伝えてい

く、G7 ですとか、積極的に発信していける成果にもできていけるといいのかなというふうに、ちょっと先のことを申し上げました。

2 点目といたしまして、これも少し真ん中から外れるのですが、せっかく健全性検討会のことをロールアップしていただいたので、健全性検討会の報告書で、実は 64 ページというところに、最後宍戸座長と事務局にいろいろ言って、3 行だけ面白い表現を入れていただいて、様々なステークホルダーの役割ということで「図書館等のアーカイブ機関に期待される役割・責務として信頼できる知識の蓄積・アクセス拠点として、他のステークホルダーが参照するための知識の蓄積を行うこと」。これで脚注としてですね、内閣府などでのデジタルアーカイブに関する検討へのリンクなんかも貼っていただいていたところと、ところでございます。これは何かというふうに申しますと、信頼できる知識を提供するのって、実はメディアとかだけじゃなくて図書館とか文書館とか、博物館、あるいは震災記念館みたいなアーカイブ機関及びそれらがインターネット上に公表しているデジタルアーカイブと呼ばれるものがあってそれが重要なステークホルダーだと。震災においても典型的にそうして、15 年前の東日本大震災の後には様々なメモリーインスティテュートというのが三陸の方に行ったりすると作られていたりして。その時に総務省と国立国会図書館が協力して「ひなぎく」という、個人からも様々なこの震災の記録を集めたデジタルアーカイブの仕組みというものを作っていたり。能登半島地震でも石川県が「能登半島地震デジタルアーカイブ」というものを公表していたりするので、そういったまさに記録にするアクセス、信頼できる知識に対するアクセスをこのフェイクニュース対策で可能にしていかなないと、十分な対策はできないので、ぜひ改めて視野に入れていただきたいということでございます。せっかく内閣府の防災担当様がいらっしゃっているので、少し余計なことを申し上げると。防災庁には非常に期待していて、しかしその中でまだアーカイブという言葉が今日の資料に入っていなかったなというふうに思いましたので。15 年も経つと東日本大震災のメモリーインスティテュートなどもだんだん予算が削られて、かなり苦しい状況になっているようでございますので、そういった議論なども含めてぜひ、来たるべき防災庁で視野に入れていただければと思います。

以上でございます。

【宍戸座長】

生貝構成員ありがとうございます。デジタルアーカイブ学会のイベントに私も生貝さんの画策で呼んでいただいて、色々発言したことを思い出しながら伺っていましたが、まさに防災とデジタルアーカイブは、その瞬間瞬間というよりは、継続的に形成して保存することの重要性を、こういう場で議論することに意味があると思っております。ぜひ内閣府防災の方々の方でも、そういえばそういう話があったなということで、防災庁設置に向けた準備でお忙しいと思いますが、心に留めておいていただければと思います。

それでは大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】

ありがとうございます。シンプルに一言ですけれども、山口構成員からご意見をいただいている大規模災害時の収益化の制限ですね。これを議論の対象として、表現の自由とのバランスを取りながら、やはり偽情報の救助要請などで、その時点で限られているリソースを消耗させずに、本当の救助要請に対応できる体制を構築するためにも、ぜひ検討すべきだというふうに考えておりますので。その点チャット欄の方にコメントさせていただいた次第です。

シンプルに以上でございます。ありがとうございました。

【穴戸座長】

ありがとうございます。ほかにこの防災減災等の関係で、今資料の 11 ページが映っておりますけれども、ご議論いただきたい事項を事務局で提示しておりますが、ご発言等ございますでしょうか。

音構成員お願いいたします。

【音構成員】

音です。私、Lアラートの運営諮問委員会の委員長というのを十数年続けておりまして、それは行政からの災害情報をメディアとどうやり取りをするのかということに関しての連絡会のようなところなんです。その経験を踏まえて申し上げますけど、災害情報に関しての行政が持っている情報、それからそれを、メディアを介してどういうふうに展開するのかっていう話なのですけれども、その時にいつも感じますのは、先ほど海外のお話がありましたけれども、西側先進諸国のジャーナリズムの中での災害情報ってこういう災害が起こっているってということが報じられるのに加えて、日本は人命救済の活動に関してジャーナリズムが非常に関わっていると言いましょるか、そういう意識が強いというふうな認識を持っております。そのことからすると、比較的行政とメディアとの関係性って諸外国に比べて割と親和性が高いのだろうっていうふうに思います。もちろんのことですけど、そこでは表現の自由の問題がありますので、メディアの側の編集権ってことはございますけれども、特に大規模災害時におけるやり取りって非常に大事だろうというふうに思います。その上でなのですけれども、例えば先ほどのLアラート諮問委員会などもそうなのですが、平時からの情報の共有ってということが今回のテーマになっております災害時等における偽情報、誤情報、または真偽不明情報っていうものへの対抗に非常に有効なのであるというふうに思っています。加えてそこでいつも問題になりますのは、行政のサイズによってその情報っていうのがうまく行き渡らないことって非常に多くありまして、言うならば県レベルと市町村レベルみたいなところでの情報のこうズレみたいなもの。このあたりのところは一定のルールを作っていくこと非常に重要だろうと思います。これは先ほどの山口先生ご指摘の収益みたいなものに対する一定の制度的な縛りをかけるですとかっていうようなこととある種連動することなのだろうなというふうに思います。その意味におきましては、防災庁の設立ということとこの話って割と連動してちょうどいいタイミングで議論すべきことなのだろうっていうふうに思って、発言をさせていただきました。

以上です。

【宍戸座長】

音先生、非常に貴重なご指摘ありがとうございました。ここでしっかりメディアの位置づけも考えていくことは、とても大事だろうと思います。ほかにご発言等ございますでしょうか。

森構成員をお願いします。

【森構成員】

はい。私も山口先生と大谷さんのご指摘の収益化の停止というのは、選択肢として非常に重要なものではないかと思いました。やっぱりそれは、そもそもこの問題の出発点というか淵源というか、それがアテンション・エコノミーにあるということを考えると、防災時においてアテンション・エコノミー自体の問題を直接解消して、現象面での深刻な影響のある偽情報を防ぐという点で意味がある。表現の自由との関係でも、より制限的でない手段ではあるのかなと思いますので、収益化の停止というのは1つ大きな選択肢ではないかと思いました。

でもう1つはですね、私やっぱりプロミネンスも大きいのかなと思っておりまして、これらもやはり表現の自由に関して、悪影響がないとは言いませんけども少ないと。特にプロミネンスの場合、私のようなインターネットの業界の人はなんですかそれっていう感じだったわけですが、長い間放送の分野でその議論があつてですね、それこそ宍戸先生なんかはよくご存知のことであるわけで、ある意味そのこなれた考え方、枯れた考え方であるわけで、もちろん全然事情は違うわけです。向こうは電波の有限性みたいなことはあるわけですが、やはり議論される中で、すでに一定程度の先例を持っていると思いますし、また災害時、緊急時においてどの情報を信用していいか分からないという国民の混乱ということを考えても、プロミネンスをどう指定していくのか、あるいはプロミネンスをどう分かりやすくしていくのかということは、収益化停止に並んで重要な選択肢として考えるべきなのではないかと思いました。

以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。他にご発言等いかがでしょうか。

上沼構成員まだありますか。ぜひお願いいたします。

【上沼構成員】

他の先生方の発言にのっかるようで恐縮なのですが、私も収益化の停止っていうのはあり得る選択肢ではないかなというふうに考えています。実際、情報伝達で収益を得ている方々もいるのでそことのバランスっていうのが問題になるのだらうと思いますけれども、ただ少なくとも緊急状態という限定された期間だけ収益を停止するっていうことなので、影響はずっと停止するのに比べれば、短いかなと思うのと。もしその情報提供によって、情報提供そのものが業務であるというところがあるのだとすると、そこは例えば連絡

先を明示するとかなんかそういう別の方策で認めるっていう方法はあるのかなというふうに思いました。なので実際災害時の偽情報は必ずしも収益じゃないものもあるのかもしれない。本人目的には善意というものもあるのかもしれないけれども、とりあえず分かりやすいところから手をつけるっていう方策もあるのかなと思ったので、ちょっとその点について意見を述べさせてもらいました。

以上です。

【穴戸座長】

ありがとうございます。他にご発言のご希望等よろしいでしょうか。ひとまずよろしいでしょうか。事務局を通じて、内閣府ご担当者様から、先ほどの生貝先生それから穴戸の指摘は内閣防災としても受け止めますという大変ありがたいお言葉を賜りましたので、この場で紹介をさせていただきたいと思います。他に発言等の希望がなければ、本日の議事は以上となります。構成員の皆様からさらにご意見等ございましたら、後ほど事務局宛てにメールなどでお寄せいただければと思います。

それでは事務局から連絡事項等ありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

【樂前主査】

事務局でございます。本日は貴重なご議論いただきありがとうございました。次回の日程については改めてご連絡させていただきます。穴戸座長からご案内のありましたメール等によるご意見の受付についても別途ご連絡いたします。

【穴戸座長】

ありがとうございました。本日、特に後半の議題では、内閣府防災の方においでいただきましたけれども、先ほど来お話にありましたように、この総務省の情報流通の健全性を巡る議論は、プラットフォームサービスに関する研究会においても実はそうでしたけれども、情報流通健全性検討会、それから諸課題検を通じて、特に情報が流通する瞬間として災害等の緊急事態の時がある、その場合どう考えるのかということとはかねて大きな課題でございました。SNSにおける偽情報・誤情報一般の問題もそれはそれでしっかり議論しなければいけないのだけれども、その中の特に大きな問題の1つの領域としてこの災害時のお話があったところです。この度、内閣府防災において防災庁設置に向けた取り組みが進められていくということで、もちろん防災庁のお取り組みは偽情報・誤情報の拡散に限らないと思いますけれども、しかしこの局面においても十分な連携が図れるといいのかなと思ったところです。

事務局大磯企画官からぜひお願いいたします。

【大磯企画官】

穴戸座長、ありがとうございます。また構成員の皆様そして内閣府防災担当の皆様、今日にご参加いただきましてありがとうございます。すみません、一瞬だけ機会をいただきまして、今日は災害関係についてご議論いただきまして、様々なご意見をいただいたかと思しますので、今後の進め方につきましては事務局で検討し、また座長にもご相談申し上げます。

げて、考えていきたいと思います。

それから政府側と言いますか、総務省あるいは内閣府防災担当の方に対するご要望・ご意見もあったかと思いますが、そちらにつきましては、内閣府防災担当に対してのご意見であるか、総務省に対してのご意見であるかにかかわらず、いずれにしてもですね、内閣府防災担当の方とよく連携をして受け止めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。まさに総務省の方々にもそれをお願いしようと思っていたところでございました。

それでは、以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第12回会合を閉会とさせていただきます。本日も皆様お忙しいところおいでいただき、活発なご議論いただき本当にありがとうございました。

これにて閉会といたします。

【以上】